

社会福祉法人 無漏福祉会

役員等の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人無漏福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条、第21条及び第30条の規定に基づき、理事、監事、評議員、名誉会長、及び相談役の報酬等について定めるものである。

(報酬の支給)

第2条 役員には勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- 2 常勤役員で、理事長及びこの法人の職員を兼ねる常務理事については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- 3 非常勤役員である理事、監事、評議員、名誉会長、及び相談役は、業務に応じた報酬を支給するものとし、賞与、退職手当は支給しない。
ただし、費用弁償や交通費は別途支払うことができる。

(理事長等の報酬の算定方法)

第3条 理事長、常務理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長及び常務理事の報酬額は、役員等の報酬等の支給の基準の別表1に定める額とする。
- (2) 賞与については、役員等の報酬等の支給の基準の別表2に定める額とする。
- (3) 退職手当については、役員等の報酬等の支給の基準の別表3に定める額とする。
- (4) 通勤手当は、社会福祉法人無漏福祉会給与規程第20条に定める通勤手当の規定に準ずる額とする。

(非常勤役員等の理事会並びに評議員会への出席報酬等)

第4条 非常勤役員、評議員、名誉会長及び相談役が理事会並びに評議員会に出席したときは、役員等の報酬等の支給の基準の別表4により、報酬及び実費弁償費を支給する。

(非常勤役員等の報酬等)

第5条 非常勤役員及び評議員が、前条の業務以外で、この法人及び施設業務の運営のためにその業務に当たった場合は、役員等の報酬等の支給の基準の別表5により、報酬及び実費弁償費を支給することができる。

- 2 名誉会長及び相談役が前条の業務以外で、この法人及び施設業務の運営のためにその業務に当たった場合は、役員等の報酬等の支給の基準の別表6により、報酬及び実費弁償費を支給することができる。
- 3 監事がこの法人及び施設業務の運営状況に係る指導または監督の業務に当たった場合は、定款第21条第3項に規定する報酬に加えて、役員等の報酬等の支給の基準の別表7により、実費弁償費を支給することができる。

(この法人の職員給与との併給)

第6条 この法人の職員を兼ね、職員給与を受給している役員（理事長及び常務理事を除

く) 等報酬は、社会福祉法人無漏福祉会職員給与規程に準じて、給与、賞与、退職手当等を支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 理事長及び常務理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬の支払いは、社会福祉法人無漏福祉会職員給与規程第4条に準ずる。

(2) 賞与については、社会福祉法人無漏福祉会職員給与規程第23条に準ずる。

2 非常勤役員に対する報酬等は、当該会議に出席した都度支給する。

3 報酬等は、法令に定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出があったときに、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに理事長、常務理事に就任した理事には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任した場合には、その月の日数までの報酬を支給する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月24日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

令和5年6月25日一部改正。

令和7年3月 8日一部改正。

別表 1 (第 3 条第 1 項第 1 号関係)

職 名	報 酬 の 額
理事長	月額 1, 5 0 0, 0 0 0 円を限度額とする
常務理事	月額 7 5 0, 0 0 0 円を限度額とする

別表 2 (第 3 条第 1 項第 2 号関係)

職 名	支 給 区 分	報 酬 の 額
理事長	7 月の賞与	報酬月額×2 か月分×支給率
常務理事	1 2 月の賞与	報酬月額×2 か月分×支給率

別表 3 (第 3 条第 1 項第 3 号関係)

職 名	報 酬 の 額
理事長	報酬月額×在任年数×係数
常務理事	

別表 4 (第 4 条関係)

職 名	内 容	報酬の額 (日額)	交通費
非常勤役員、評議員、 名誉会長、相談役	理事会、評議員会への出席	1 0, 0 0 0 円	実費

別表 5 (第 5 条第 1 項関係)

職 名	内 容	報酬の額 (日額)	交通費
非常勤役員、評議員	法人及び施設業務の運営	1 0, 0 0 0 円	実費

別表 6 (第 5 条第 2 項関係)

職 名	内 容	報酬の額 (日額)	交通費
名誉会長、相談役	法人及び施設業務の運営	1 5, 0 0 0 円	実費

別表 7 (第 5 条第 3 項関係)

職 名	内 容	交通費
監事	法人及び施設業務の運営状況に係る指導または監督の業務	実費